

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和 7 年 6 月 27 日

福岡市地球温暖化対策市民協議会

1. 公募の趣旨

本業務は、地域での脱炭素行動の広がりを図るため、地域の環境人材を脱炭素ファシリテーターとして育成し、地域でのその活動の支援を委託するものであり、脱炭素に関する基礎知識を学び、カードゲーム※を活用した体験講座の実施手法を習得させる脱炭素ファシリテーター養成講座を実施している、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても 4. の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4. の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、見積もり合わせを実施する予定である。

※本業務のカードゲームの定義：脱炭素行動への行動変容を促す啓発を主目的とする

シミュレーション型のカードゲームで、10名以上の参加者が、地域（仮想のまち）全体の温室効果ガス排出量の削減に向けて様々な取り組みやプロジェクトを実施して、脱炭素に向けたシミュレーションを行うことができるもの

2. 請負契約等の概要

(1) 業務件名

令和 7 年度 脱炭素ファシリテーター養成講座等業務委託

(2) 業務内容

地域の環境人材を対象に、脱炭素に関する基礎知識を学び、カードゲーム※を活用した体験講座実施手法を習得させる脱炭素ファシリテーター養成講座の実施及び、そのファシリテーション技術習得後のサポート

(3) 履行期間（予定）

令和 7 年 8 月初旬から令和 8 年 3 月 31 日まで

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった見積もり合わせの手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。
- (3) 本社所在地の市町村税を滞納している者でないこと。
- (4) 最近2年間、本社所在地の消費税、地方消費税、所得税又は法人税を滞納している者でないこと。
- (5) 会社更生法第17条に規定する更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法（平成16年法律第75号。）第15条に規定する破産手続開始の申立てがなされている者、会社法第511条に規定する特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者又はその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号及び福岡市暴力団排除条例（平成22年条例第30号。以下同じ。）第2条第2号に規定する暴力団員である者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のある者、若しくは、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4. 公募要件

- (1) 脱炭素に関する基礎知識を学び、カードゲーム※を活用した体験講座実施手法を習得させる脱炭素ファシリテーター養成講座を実施できること。
- (2) (1)の養成講座（定員3名）の広報周知を行い、受講生の募集のための体験講座を実施できること。
- (3) (1)の養成講座修了後、受講修了生への体験講座資材無期限提供、また受講修了生の自発的な地域活動に対しての助言や指導等のサポートができること。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

5. 手続等

(1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和7年6月27日 ～ 令和7年7月11日までの（閉庁日を除く。）
9時から17時まで（12時から13時までを除く）

② 配布場所

福岡市地球温暖化対策市民協議会
（事務局：福岡市環境局脱炭素社会推進部脱炭素社会推進課）
所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号 13階
電話 092-711-4282
担当 坂本、田中

③ 配布方法

配布場所において配布します。

④ 配布書類

公募説明書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和7年6月27日 ～ 令和7年7月11日までの（閉庁日を除く。）
9時から17時まで（12時から13時までを除く）

② 提出場所

(1) ②に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。

③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、福岡市地球温暖化対策市

民協議会に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

福岡市地球温暖化対策市民協議会

(事務局：福岡市環境局脱炭素社会推進部脱炭素社会推進課)

所在地 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

電話 0 9 2 - 7 1 1 - 4 2 8 2

担当 坂本、田中